

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報

# おおわに

3月号  
令和8年  
(2026年)  
No.770



### 今月のおもな内容

- ◆ まちの話題 . . . . . 2
- ◆ まちのお知らせ . . . . . 3
- ◆ こちら警察・消防! . . . . . 16
- ◆ 月替わりの掲載コーナー . . . . . 18
- ◆ 弘前大学生コラムコーナー . . . . . 20
- ◆ おおわにかわら版 . . . . . 23
- ◆ わが家のめぐりなど . . . . . 24



## 文化財火災防ぎよ訓練が行われました

1月24日に大円寺にて、文化財火災防ぎよ訓練が行われました。

今年は大雪の影響もあり、本来の予定から規模を縮小し、大円寺自衛消防団を中心に訓練を実施しました。訓練では、初期消火訓練や避難誘導訓練などを行い、関係機関との連携強化や防災意識の向上につなげることができました。

今後とも訓練を継続的に実施し、町の文化財保護活動を続けていきます。

なお、国の重要文化財として大円寺の「木造阿弥陀如来坐像」が登録されています。

## 防犯パトロール車を配備しました

日本宝くじ協会が行う「青色回転灯装備車整備事業」の助成を受け、青森県防犯協会連合会を通じて、青色回転灯装備車「宝くじ号」（青色パトロール車）が大鰐町防犯協会（事務局住民生活課）に配備されました。

防犯協会では、この青色パトロール車で小中学校の通学路や、町内全域で自主防犯パトロールのために活用する予定です。

安全・安心なまちづくりには住民の皆さんの協力が必要です。

防犯意識を高めて、犯罪のない明るい社会の実現を目指しましょう。



## 第80回国民スポーツ大会が開催されました

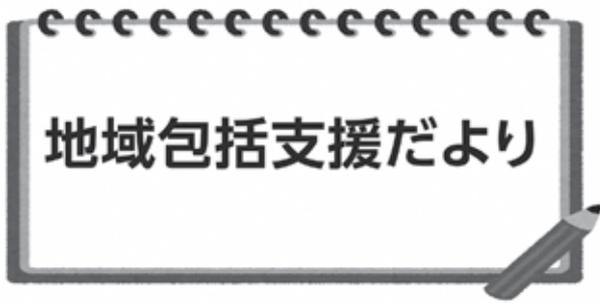
第80回冬季国民スポーツ大会「青の煌（きら）めきあおもり国スポ」のスキー競技会が大鰐町で2月14日から17日に開催されました。

開会式がタカシン文化センター（平川市文化センター）で開催され、町長からの歓迎のことばでは「出場される選手の皆様におかれましては、これまでの鍛錬の成果を存分に発揮され、私たちに感動を与える熱い戦いを繰り広げていただけることを期待しております。」と選手に激励のエールが送られました。

大会では、青森県勢も健闘し、女子距離5キロクラシカル成年Bでは横濱汐莉選手（弘果SRC）が初優勝し、青森県勢初の金メダルとなりました。今季で引退する横濱選手は「優勝を狙っていた中で最後の国スポで優勝することができ、皆さんに恩返しできてよかったです」と感謝を述べました。青森県勢で入賞した選手も多数います。スキー競技会の結果は青の煌きらめきあおもり国スポ・障スポ実行委員会ホームページにてご確認ください。

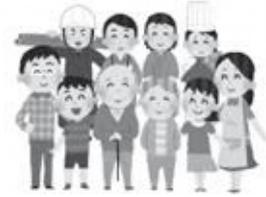
URL: <https://owani-ski.aomori.2026.jp/results/>





地域包括支援だより

## 高齢者が安心して暮らせるよう 地域の見守りの輪を広げましょう



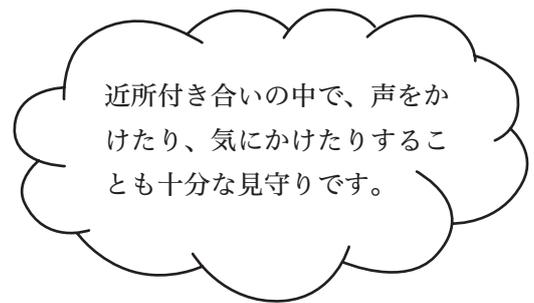
町の高齢化率は46%を超え、4世帯に1世帯が高齢者のみの世帯となっています。多くの人はできる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることを望んでいますが、地域生活を支えるには、医療や介護などの公的サービスだけでなく、地域の皆さんによる見守りが不可欠です。特に、一人暮らしの方や認知症状のある方などは、地域から孤立する状況になりやすいため、高齢者が安心して暮らせるよう、地域の力で支え、異変に早期に気づける町づくりにご協力をお願いします。

### 見守りのポイント

<p>対面で…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 急にやせてきたような気がする</li> <li><input type="checkbox"/> 同じ話を何回もするようになった</li> <li><input type="checkbox"/> 髪や服装が乱れている</li> <li><input type="checkbox"/> 同じものを大量に購入している</li> <li><input type="checkbox"/> 長い間、顔を見かけない</li> <li><input type="checkbox"/> 介護者の家族が疲れている様子がある など</li> </ul>	<p>外観から…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている</li> <li><input type="checkbox"/> 昼間でも電気がついたままになっている</li> <li><input type="checkbox"/> 異臭がする</li> <li><input type="checkbox"/> 家の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえる</li> <li><input type="checkbox"/> 最近知らない人が出入りしている</li> <li><input type="checkbox"/> 家に閉じこもって外に出てこない など</li> </ul>
--	--

何か変わったことや疑問に思うことがあれば、「声かけ」を行いましょう。その一言が、高齢者の身の安全を守ることにつながるかもしれません。

異変に気づいた際は、大鰐町地域包括支援センター（役場保健福祉課内）へご相談ください。ただし、命の危険があるなど緊急性が高い場合には速やかに警察・消防へ連絡するようお願いいたします。



### 一人暮らしの高齢者の方へお願い

大鰐町地域包括支援センターでは、一人暮らし高齢者のご自宅を訪問し、事故や災害などの緊急時にすぐご家族に連絡できるよう、緊急連絡先の確認をしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎ 55・6569（直通）

## 国の重点支援地方交付金活用事業のお知らせ 大鰐町で実施する物価高騰対策事業について紹介します

### 中小企業・小規模 事業者向け支援

施設修繕・設備導入・販売促進等  
を行う経費の一部を補助します



○申請希望の方は事前に企画観光課へご相談ください。

○受付は先着順  
**(予算がなくなり次第終了)**

○詳細は町ホームページを確認ください(各種様式のダウンロードができます)。

### 事業者持続化支援事業

**3/16**  
受付開始

●内容

物価高騰の影響を受けた町内事業者を支援するために、町内の中小企業及び小規模事業者が行う取組の経費の一部を補助します。

●受付期間 令和8年3月16日(月)～令和8年12月15日(火)  
(令和8年3月1日から令和8年12月15日までに実施する「経営を維持・持続するための事業」、「新規事業を展開するための事業」が補助対象)

●対象者 次の①～④全てを満たす方

- ①町内に本社を置く法人または事業所がある個人事業主
- ②直近一期(1年間)の事業収入が総収入の5割以上を占めている事業者(令和8年3月1日以降の事業開始者はこの限りではない)
- ③本町以外の市町村を含む市町村税の滞納がない方
- ④町暴力団排除条例に規定する内容に該当しない方

●補助(限度)額 補助対象経費の2分の1(上限30万円) ※税抜き

●対象事業(一例)

建物のリフォーム・暖房冷房設備の設置・商品パッケージの外注費・ノベルティグッズの制作費 など

●申請方法 申請書等を企画観光課へ提出

●問合せ先 企画観光課観光商工係 ☎ 55・6561(直通)

### 農林業物価高騰対策 生産資材等購入支援事業

**3/16**  
受付開始

### 農林業者 向け支援

農林業用資材等  
購入経費の一部  
を補助します



●内容

資材等物価高騰の影響を受けた農林業者の経済的負担の軽減を図るために、資材等購入経費の一部を補助します。

●受付期間

令和8年3月16日(月)～令和8年6月30日(火)  
時間 8:30～16:45(閉庁日は除く)

(令和7年11月1日から令和8年6月30日までに購入したまたは購入する農林業用資材等が補助対象)

※予算の範囲を超えた場合は抽選を行い、結果を令和8年7月上旬に発表

●対象者 次の①～④全てを満たす方

- ①町内に住所がある農林業生産者(法人含む)
- ②令和6年分の農林業収入について税申告をしていて、事業収入が総収入の5割以上を占め農林業を継続している方
- ③町税の滞納がない方
- ④収入保険等へ加入及び加入見込がある方

●補助(限度)額

補助対象経費の5分の1(上限6万円) ※税抜き

●対象事業

- ①鳥獣被害防止対策資材【クマ用電気柵等】
- ②農林業用 備品購入費【アシストスーツ等】
- ③農林業用 園地等管理用機械購入費【肩掛け機械等】
- ④農林業用 資材購入費【肥料・農薬等を含む】  
その他詳細については農林課へお問合せください。

●申請方法 申請書等を農林課へ提出

●問合せ先

農林課農政農務係 ☎ 55・6574(直通)

6月  
配布  
使用開始

## おおわに応援商品券事業

町民向け生活支援  
商品券無料配布

### ●内容

物価高騰の影響を受けた町民の皆さまへの生活支援を目的として、「おおわに応援商品券」の無料配布を行います。



### ●商品券について

対象……令和8年4月1日時点で、大鰐町の住民基本台帳に登録されている方  
内容……町民1人につき、12,000円分（1,000円×12枚セット）の商品券を無料で配布

配布方法……令和8年6月上旬から順次発送

※世帯主あてに、世帯全員分の商品券をまとめて「ゆうパック」で発送します。

※商品券は金券扱いとなりますので、玄関先での手渡しでの配布となります。

※配布セット数をお知らせする事前案内通知を5月中に送付します。



### ●使用期間

令和8年6月発送で商品券が各家庭に届いた日から令和8年11月30日（月）まで使用可能

●取扱店舗 商品券に同封する取扱店舗一覧を確認ください。

### ●問合せ先

商品券の発送に関すること 企画観光課 ☎ 55・6561（直通）

商品券の使用に関すること 大鰐町商工会 ☎ 48・2335



○商品券は、原則として、住民基本台帳に登録している住所への発送しかできません（転送できません）。登録住所と異なる住所へ居住している方は、企画観光課での直接受渡となりますので、ご了承ください。

○6月に発送する商品券が届かない場合は、企画観光課へお問合せください。

### 商品券スケジュール

5月中………各世帯へ配布枚数通知

6月～順次……商品券発送

11月末まで……使用期限

### 水道料・簡易水道等の支援

基本料金の減免や助成を行います

## 水道基本料金減免事業

### ●内容

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民の皆さまや町内の事業者を支援するため、久吉ダム水道企業団から給水を受けている方（官公庁が所有管理している施設は対象外）の水道基本料金の減免を行います。

### ●問合せ先

久吉ダム水道企業団 ☎ 48・2229



※事業の実施時期等の詳しい内容は、詳細が決まり次第、別途お知らせします。

## 簡易水道等利用者支援事業

### ●内容

物価高騰の影響を受けた町民の皆さまや町内の事業者を支援するため、簡易水道や井戸水、町会等が管理する水道のみを利用している方への助成を行います。助成額は、久吉ダム水道企業団の水道基本料金相当額です。

### ●問合せ先

建設課温泉水道室 ☎ 55・6594（直通）



※事業の実施時期等の詳しい内容は、詳細が決まり次第、別途お知らせします。

## 令和8年4月からのごみ分別について

大鰐町では令和8年4月よりごみの分別方法が変更となり、プラスチック資源も分別対象となります。  
 詳細については下記をご確認ください。収集は第1～第4土曜日に、ネットバックによる回収を予定しています。  
 町民の皆様のご協力をお願いいたします。

### プラスチック資源

・全部がプラスチック素材であるもの

#### プラスチック製の容器

1辺の長さ45cm未満のもの

・拭き取りまたは洗って、固形物は全て取り除くこと

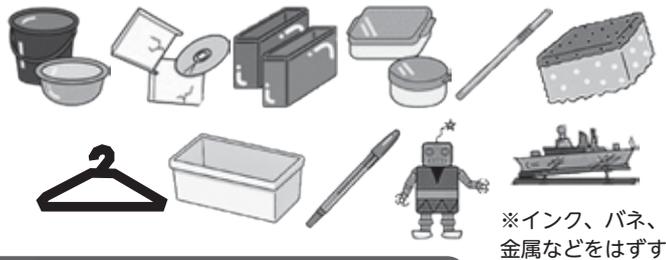
・乾かすこと



#### プラスチックの製品

1辺の長さ45cm未満のもの

- ・土や砂または泥などの汚れを取り除くこと
- ・プラスチック以外の素材を取り外すことができれば、プラスチック製品の対象になります。



※インク、バネ、金属などははずす

#### 大型プラスチック

1辺の長さ45cm以上の記載の品目

##### 台所用品

- ・お盆
- ・ざる
- ・たらい
- ・漬物おけ
- ・水切りかご

##### 入浴用品

- ・風呂ふた
- ・腰掛
- ・洗面器
- ・ベビーバス

##### 清掃用品

- ・洗濯かご
- ・ちりとり
- ・バケツ

##### 収納用品

- ・衣装ケース
- ・コンテナ
- ・書類ケース
- ・シューズボックス

##### 園芸用品

- ・植木鉢
- ・プランター
- ・じょうろ

##### 家具・雑貨

- ・買い物かご
- ・ごみ箱

##### レジャー用品

- ・クーラーボックス
- ・ソリ

注意  
事項  
項目

・記載の品目以外の1辺の長さ45cm以上のプラスチックは、粗大ごみに出してください。  
 ・大型プラスチックの判断に困った場合は、これまでどおり粗大ごみとして、出すこともできます。

イラストの出典：経済産業省ウェブサイト（ごみイラスト素材集）

### プラスチック資源に混ぜてはいけないもの

- ・使用済小型電子機器（小型家電回収ボックスをご利用ください）
- ・火災を生ずるおそれのあるもの（電池、エアゾール缶、スプレー缶、ライター、モバイルバッテリーなど）
- ・感染するおそれのあるもの（点滴用器具など）
- ・けがをする原因となるもの（カッター、包丁、かみそりなど）
- ・硬すぎるもの（ヘルメット、まな板など）

★電池（特にリチウムイオン電池）が使用されているものは、ごみ収集車両や、施設での火災の危険性がとても高いので、絶対に入れないこと



■お問合せ 住民生活課生活環境係  
 ☎ 55・6563（直通）

## ●プラスチック資源回収に係るQ & Aを紹介します

Q. 大型プラスチックはどのように出せばいいですか？

A. 周辺の迷惑とならないようにネットバックの隣に置いてください。

Q. 水洗いで落ちない汚れはどのように出せばいいですか？

A. カップラーメンの容器など、汚れが落ちないものは燃やせるごみへ出すようお願いいたします。必ずしも洗剤を使って洗ったり、ふきんやティッシュでふき取る必要はありませんが、なるべく汚れや水気を切るようお願いいたします。

Q. 透明な袋で収集場所に持ってくればそのままネットバックに入れてよいとのことだが、なぜ乳白色や半透明の袋では中身を空けないといけないのか？

A. 袋の中が見えていないと、他のごみが混ざってしまったとき判断が難しくなってしまうためです。乳白色や半透明の袋で収集場所へ持ってきて、ネットバックに中身を空ければ袋もプラスチックでできているため、そのままネットバックに入れることができます。

Q. せっかく水気を切っても、外に置かれると雨や雪で濡れてしまう。家で水気を切っても意味がないのでは？

A. なるべく水気が残らないようにしてほしいですが、多少水気があってもプラスチック資源を循環させていく作業工程では支障ありません。

Q. ハンガー等プラスチックと金属など複数の素材でできているものもある。プラスチック部分と金属部分を分けないといけないのか？

A. 町の回収では、100%プラスチック素材であるものが対象となっているため、可能であれば分けていただきたい。分けられないものは無理に分けず、燃やせないごみなどへ出すようにしてください。

その他、出し方がわからないものや、ごみの分別に不安を感じたときは、3月に毎戸配布する「ごみ分別の手引き」や町公式LINEをご参考に分別をお願いいたします。

■お問合せ 住民生活課生活環境係 ☎ 55・6563



訪問看護ステーションです



**だれでも相談できる身近な医療サービス**

訪問看護は、赤ちゃんからご高齢の方まで、年齢や病気に関わらず、在宅での療養が必要な方が利用できるサービスです。主治医が必要と判断した場合に利用できます。



**「自宅で安心して過ごしたい」**

という思いを、訪問看護がサポートいたします。

大鰐町訪問看護ステーション

大鰐町蔵館字川原田40-4 (町立大鰐診療所内)

まずは、お電話ください！  
0172-55-6575  
.....

「ちょっとした困りごと、地域と一緒に考えませんか？」  
～生活支援コーディネーターのご紹介～

「最近、外出が減った」、「近くに気軽に集まれる場所はないかな」、「親の一人暮らしが心配…」などこんな思いを感じたことはありませんか？

生活支援コーディネーターって？

生活支援コーディネーターは、「高齢者をはじめとした、地域の皆さんが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるように、人・場所・活動をつなぐ地域の調整役」です。

地域の中にある

- ・サロンや体操教室 ・ボランティアや支え合い活動
- ・買い物、見守り、ちょっとした生活支援

こうした「地域資源」を見て、聞いて、集め、必要としている人と、できる人・場所を結び付けています。

生活支援コーディネーターの『福井』と申します。  
普段は、大鰐町社会福祉協議会にいます。  
皆様が元気で暮らせるための情報を集めてます!!



こんなとき、相談してください。

- ・気軽に集まれる場所を知りたい
- ・健康のために体を動かしたい
- ・話し相手や外出のきっかけが欲しい
- ・地域で何か役に立ちたい
- ・サロンや活動を始めてみたいけど不安がある



生活支援コーディネーターがしていること

STEP1 地域の声を聴きます（見て、聴いて、集める）

STEP2 地域（人や場など）をつなぎます

- ・地域の活動や情報を紹介する
- ・住民同士、団体、専門職をつなぐ
- ・新しい支え合いの仕組みづくりを応援する



「こんなこと相談していいのかな？」  
そんな内容でも大丈夫です。

答えを一方的に出す人ではなく、一緒に考える存在です。

皆が集まっている『通いの場・つどいの場』探しています!!



みんなの知恵と力を合わせて自分らしく暮らしていけるまちにするため、こんな情報集めています！

①サロン・茶話会、運動系（例：ウォーキング、グランドゴルフ、体操など）の集まり、文科系（例：フラワーアレンジメント、コーラスなど）の集まりなど  
→ 地域のちょっとした集まりでも教えて下さい！

②移動販売、商店、ゴミ捨て支援など  
→ 〇〇地区では、ゴミ捨ての助け合いがあるよ



連絡先 ☎ 47・5151（大鰐町社会福祉協議会内）

地域の支え合いは、あなたの一歩から

生活支援コーディネーターは、「困ってから」だけでなく、「これからも元気に暮らすため」にみなさまに関わっています。

高齢者が住み慣れたまちで暮らしていくためには、地域組織やボランティアなどのほか、住民一人ひとりが、高齢者の生活のちょっとした困りごとの解決を視点することや、歩いて行ける距離にある交流の場に、高齢者自身が参加することが大切です。

地域の中にある小さなつながりが、大きな安心につながります。

高齢者の皆さんと、皆さんを支える人、支えるしくみを応援します。



■お問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎ 55・6568（直通）

## 令和8年度の健康診査申込みを受け付けています

保健協力員が各家庭に伺い、集団健康診査申込書を配布及び回収しています。町民全体の受診状況を把握するため、申込書を記入のうえ、地区保健協力員又は役場保健福祉課8番窓口まで提出してください（町の健康診査を申し込まない人も理由を記入し提出してください）。

### ●婦人科検診 料金：無料 場所：大鰐町地域交流センター「鰐 come」

検診名	内容	対象者	検診間隔	検診日
子宮頸がん検診	視診、内診、細胞診 ※卵巣超音波検査はなし	【令和8年度から対象者が変わります】 20歳以上の女性（前年度未受診の方）	2年に1回	5月14日（木） 5月24日（日） 5月25日（月）
乳がん検診	マンモグラフィ （乳房X線検査）	【令和8年度から対象者が変わります】 40歳以上の女性（前年度未受診の方）		
骨密度検診	右かかとの音響的骨 評価値測定	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	5年に1回	5月24日（日） 5月25日（月）

### ●複合検診 料金：無料 場所：大鰐町地域交流センター「鰐 come」

検診名	内容	対象者
特定健康診査	身体計測、診察、尿検査、血液検査、 血圧測定、心電図検査、眼底検査	・40歳以上の大鰐町国民健康保険加入者 ・後期高齢者医療制度加入者 ・40歳以上の生活保護受給者
基本健康診査	特定健康診査と同様	30～39歳の方
胃がん検診	バリウムによる検査	40歳以上で、前年度に胃内視鏡検査（町の検診・人間ドック）を受けていない方
大腸がん検診	便を2日分採取して持参	40歳以上
肺がん・ 結核健診 *1	胸部レントゲン検査 ※痰の検査はなし	
肝炎ウイルス検査	採血によるウイルス検査	30歳以上で、肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

\*1 65歳以上の方は、年1回の結核健診が義務付けられています。

対象地区	蔵館、元長峰、苦木、長峰、九十九森、唐牛、 駒木、駒ノ台、日の出、前田ノ沢、虹貝、 虹貝新田、早瀬野、島田、八幡館、鯖石、森山	大鰐、宿川原、三ツ目内、 居士、高野新田、折紙	全地区
複合検診日	6月10日（水）～12日（金）、 15日（月）、17日（水）、18日（木）	7月9日（木）～10日（金）、 13日（月）～15日（水）	6月14日（日） 11月25日（水）～27日（金） 【女性限定日】 6月16日（火）

※年齢は令和9年3月31日時点。

※胃がん検診（内視鏡検査）、子宮頸がん検診、乳がん検診、特定健康診査は指定医療機関で個別検診を受けることができます。

### ●申込方法

- ①申込書：地区保健協力員または保健福祉課8番窓口へ提出 ②☎55・7149  
③インターネット：右記二次元コードから24時間受付

### ■お問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）



【インターネット申込】

## 国民健康保険被保険者のみなさまへ

### ●国民健康保険の手続きはお早めに

春は、進学や就職、退職などが多い時期です。国民健康保険の加入・脱退の手続きは自動的にではありません。14日以内に世帯主による届け出が必要となります。世帯主の代わりに同世帯の方が届け出をすることはできますが、別世帯の方が届け出する場合は世帯主の委任状が必要となります。

以下の手続きを行う時は、届出者の本人確認書類（マイナンバーカードや免許証等）、下記の「届け出に必要なもの」を持参し、住民生活課国保年金係（④番窓口）で手続きしてください。

こんなとき		届け出に必要なもの
国保に加入するとき	転入	・ 転出証明書
	仕事を辞め、被用者保険を喪失した	・ 被用者保険（社保）の資格喪失証明書 ※雇用保険での届け出はできません。
	被扶養者から外れた	・ 被用者保険の資格喪失証明書
	子どもが生まれた	・ 保護者の国保資格確認書または資格情報のお知らせ ・ 母子健康手帳
	生活保護廃止	・ 保護廃止決定通知書
	外国籍の方	・ 在留カード
国保を喪失するとき	転出	・ 異動者全員分の国保資格確認書または資格情報のお知らせ
	就職して被用者保険に加入した	・ 異動者全員分の国保資格確認書または資格情報のお知らせ ・ 被用者保険の資格確認書、資格情報のお知らせまたは被用者保険加入証明書
	被用者保険の被扶養者になった	・ 異動者全員分の国保資格確認書または資格情報のお知らせ ・ 被用者保険の資格確認書、資格情報のお知らせまたは被用者保険加入証明書
	死亡	・ 亡くなった方の国保資格確認書または資格情報のお知らせ（世帯主が亡くなった場合は世帯全員分）
	生活保護開始	・ 国保資格確認書または資格情報のお知らせ ・ 生活保護開始決定通知書
その他	氏名の変更	・ 国保資格確認書（世帯主が変更となる場合は世帯全員分）
	住所・世帯主の変更	・ 世帯全員分の国保資格確認書または資格情報のお知らせ
	世帯合併・世帯分離	・ 世帯全員分の国保資格確認書または資格情報のお知らせ
	修学のため別に住所を定めるとき	・ 国保資格確認書 ・ 学生証 ・ 在学証明書（4月以降に交付される新学年度のもの）
	資格確認書や資格情報のお知らせを無くした・汚した	・ 身分を証明するもの（マイナンバーカード、免許証等）

### ●加入の届け出が遅れると・・・

- ・保険税は、届け出をした月からではなく、国保の資格を得た月まで遡って計算された額を納めます。
- ・届け出をしない間は公的医療保険未加入者であるため、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

### ●喪失の届け出が遅れると・・・

- ・国保の保険税と被用者保険料を二重に請求されることがあります。届出後、納め過ぎた保険税はお返しします。
- ・国保の資格がなくなってから国保の給付を使用して受診した場合、国保が負担した医療費を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563（内線342）

## 住民生活課（年金）だより

### ●マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができます

「マイナポータル」とは、行政手続きのオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスが提供されています。

マイナンバーカードをお持ちの方で次の対象手続きに当てはまる方は、マイナポータルから国民年金の電子申請ができます。

#### ○電子申請が可能な手続き

必要なもの	マイナンバーカード、カードの受け取り時に設定した4桁の暗証番号
対象手続き	①国民年金 第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等） ②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請 ③国民年金保険料 学生納付特例の申請 ④保険料の口座振替手続き
メリット	①24時間365日、申請ができます ②スマートフォンから申請できます（注1） ③処理状況や申請結果が確認できます

（注1）スマートフォンから申請をする場合は、「マイナポータルアプリ」をダウンロードする必要があります。機種によっては、スマートフォンでのお手続きができないこともあります。その際は、パソコンなどでマイナポータルにアクセスしお手続きできます。

### ●マイナポータルとねんきんネットをつなげるともっと便利です

日本年金機構からのお知らせの受け取りや、年金記録の確認、将来の年金見込額を試算するなどマイナポータルで行うことができます。

例えば、学生納付特例が承認されて翌年度以降も在学予定の方は電子申請を行えるお知らせを受け取り、来庁や郵送手続きすることなく電子申請でお手続きを行うなどのサービスがあります。

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

- ・年金に関すること：日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)
- ・マイナンバーカードに関すること：総務省ホームページ (<https://maina.go.jp>)

### ■お問合せ

年金ダイヤル ☎ 0570・003・004

弘前年金事務所 ☎ 27・1339

住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563（直通）

## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

### 1. 新たに後期高齢者医療制度に加入された方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は年金からの天引きが開始されるまで時間を要するため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される方やこれまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方は、口座振替の手続きが必要です。取扱金融機関とお申込み方法は以下のとおりです。

#### 【取扱金融機関】

- ・青森みちのく銀行
- ・東奥信用金庫
- ・つがる弘前農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行

#### 【お申し込み方法】

以下をご持参いただき、各金融機関でお申し込みをお願いします。

- ・通帳
- ・通帳に使用している印鑑

### 2. 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は住民生活課国保年金係へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、特別な事情により世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。

## ○後期高齢者医療保険料第9期（普通徴収）納付期限は令和8年3月31日（火）です。

- お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563（直通）  
 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017・721・3821

## 自動車税（種別割）についてのお知らせ

### ●自動車税（種別割）の住所変更届について

自動車税（種別割）の納税通知書は、原則として自動車検査証（車検証）に記載された住所にお送りしています。

転居等で住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりません。事情によりすぐに住所の変更登録ができない場合は、青森県中南県税事務所へご連絡ください。

また、県ホームページからも届出することができます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/top.html>

詳しくは、「自動車税種別割住所変更届」をご覧ください。



### ●自動車税（種別割）の口座振替について（6月納期分）

自動車税（種別割）の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

来年度（令和8年度）の口座振替の申込期限は令和8年4月30日です。

申込用紙は、各取扱金融機関・青森県中南県税事務所の窓口にて備え付けてありますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、車検の継続検査時、運輸支局において電子的に自動車税（種別割）の納税確認を行い、自動車税（種別割）納税証明書の提示は不要となるため、口座振替済の通知書（兼納税証明書）は送付されません。

- お問合せ 青森県中南県税事務所納税管理課 ☎ 32・4341（直通）

## 『お済みですか？ 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました！』

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっていることから、令和6年4月1日から、これまで任意だった相続登記が法律上義務化されました。

これにより、相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を法務局に申請する必要があります。

また、遺産分割の話合いで不動産を取得した場合にも、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。  
※ 正当な理由がないのに相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科される可能性がありますので、早めの相続登記申請をお勧めします。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局（予約制の手続案内を実施中）や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

◎法務省ホームページ

「不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」はこちら



■お問合せ 青森地方法務局登記部門 ☎ 017・776・6231（音声案内2番）  
青森地方法務局弘前支局 ☎ 26・1150

## 『ご存じですか？ 法務局の自筆証書遺言書保管制度をご利用ください。』

「自筆証書遺言書保管制度」をご存じでしょうか。

皆様が作成した自筆証書遺言書を法務局に預けることができます。法務局が遺言書を大切に保管しますので、遺言書の紛失や誰かに改ざんされるといった心配もありません。遺言書があれば自身の財産を確実にご家族等に託すことができ、相続をめぐるトラブルも未然に防止することができます。

また、遺言者が亡くなった後に、ご自身が指定した方へ「法務局で遺言書を保管している」旨の通知を送付するサービスもありますので、誰からも遺言書の存在を気づいてもらえなかったという心配もありません。

遺言を検討されている方は、是非この制度をご利用ください。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局へお問い合わせください。

◎法務省ホームページ 「預けて安心！自筆証書遺言書保管制度」はこちら



■お問合せ 青森地方法務局供託課 ☎ 017・776・6231  
青森地方法務局弘前支局 ☎ 26・1150

## 『令和8年4月1日から、住所・名前の変更登記が義務化されます！』

所有権の登記名義人の住所や氏名の変更登記がされないため、登記簿を見ても所有者の住所や氏名が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっていることから、令和8年4月1日から、これまで任意だった住所、氏名及び会社・法人の名称の変更登記が法律上義務化されます。

これにより、所有権の登記名義人は、住所、氏名及び会社・法人の名称の変更の日から2年以内に、変更登記を法務局に申請する必要があります。

また、令和8年4月1日より前に変更があった場合も対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしていただく必要があります。

※ 正当な理由がないのに住所等変更登記をしない場合には、5万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局（予約制の手続案内を実施中）や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

◎法務省ホームページ

「住所・名前の変更登記が義務化されます！」はこちら



■お問合せ 青森地方法務局登記部門 ☎ 017・776・6231（音声案内2番）  
青森地方法務局弘前支局 ☎ 26・1150

農家の皆さんへ～令和8年農作業標準賃金のお知らせ～

令和8年の農作業標準賃金を下記のとおり設定しましたので、営農計画の参考としてお役立てください。

作業別		単位	標準賃金	備考
水稲作業	田植	1日	8,300円	賄い抜き
	稲刈	//	8,300円	//
	脱穀	//	8,300円	//
果樹作業	せん定	//	10,000円～ 12,000円	//
	人工授粉	//	8,300円	//
	摘果・除袋	//	8,300円	//
	袋かけ	//	8,300円	//
	収穫	//	8,300円	//
機械作業	水田耕起	10a当たり	5,500円	オペレーター付
	荒代かき	//	7,000円	—
	田植機	//	6,500円	苗・田主持ち、オペレーター付
	バインダー	//	7,000円	オペレーター付、糸付
	ハーベスター	//	7,000円	オペレーター付
	コンバイン	//	17,000円	オペレーター付
	スピードスプレーヤー	1,000ℓ当たり	6,000円	薬剤費別
	オペレーター	1時間当たり	1,200円	—
その他作業	1日	8,300円	—	

(注) 実働時間1日8時間を標準とし、超過した場合は時間当たりで換算する。

賃借料情報

※ 従来の標準小作料制度が廃止となり、代わりに実勢の賃借料情報10アール当たり（令和7年1月から令和7年12月までの賃借料水準）を提供することになりました。この賃借料情報は、賃借をする当事者双方が賃借料を決める際の参考としてご利用ください。

種別	締結された地区名	平均額	最高額	最低額	
田	大鰐町全域	基盤整備地区	28,500円	52,800円	10,000円
		未整備地区	7,400円	8,000円	5,000円
	(参考) 大鰐町平均		24,700円	—	—
畑	大鰐町全域	—	—	—	
樹園地	大鰐町全域	—	—	—	

※データ数が5件に満たないものは「-」データなしとしている。

■お問合せ 大鰐町農業委員会 ☎ 55・6592 (直通・内線421)

## 住民観光意識調査へのご協力をお願い

当調査は、お住まいの地域の観光に対する考え方や思いを知るためのものです。いただいた回答は、津軽地域の観光促進のための参考とさせていただきます。

**対象地域** 弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鱈ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町

**特典** アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で、3か月ごとに15名様へ津軽地域の特産品セット(3,000円相当)をプレゼントいたします。※アンケートの回答は実施期間内でお一人様1回までとさせていただきます。

**調査期間** 令和7年6月～令和8年2月末→3月末



■お問合せ (一社) ClanPEONY 津軽 [クランピオニーつがる] ☎ 88・6090  
Mail : cptsugaru@gmail.com<mailto:cptsugaru@gmail.com>

## 自衛官採用試験のご案内

募集種目	資格	受付期間	試験日
一般幹部候補生 (大卒程度試験)	・22歳以上26歳未満の者 ・20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)、修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の者	令和8年3月1日～ 令和8年4月3日まで	令和8年4月11日・12日 (12日は海・空飛行要員のみ)
一般幹部候補生 (院卒者試験)	20歳以上28歳未満の者 修士課程修了者等(見込含)		
幹部候補生 (歯科・薬剤科試験)	専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満の者 (薬剤科は20歳以上28歳未満の者)		令和8年4月11日
幹部候補曹	・20歳以上33歳未満の者 ・19歳以上20歳未満の者で短期大学を卒業した者(令和7年卒業見込みの者を含む)	令和8年3月1日～ 令和8年4月3日まで	令和8年4月11日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者(32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)	令和8年3月1日～ 令和8年5月7日まで	【WEB】 令和8年5月16日～ 令和8年5月24日 ※いずれか1日を指定されます
予備自衛官補 (一般)	18歳以上52歳未満の者	令和8年3月1日～ 令和8年3月30日まで	【WEB】 令和8年4月5日～ 令和8年4月7日 ※いずれか1日を指定されます
予備自衛官補 (技能)	18歳以上で採用要綱に記載された国家資格を有する者		【口述・身検】 令和8年4月18日 または19日のいずれか1日 ※技能(甲)は19日のみ実施

受験資格等細部につきましては、自衛隊弘前地域事務所へお問い合わせください。

### ■お問合せ

自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所 ☎ 27・3871 (〒036-8093 弘前市城東中央3丁目9-19)

令和7年度全国統一防火標語

急ぐ日も

足止め火を止め 準備よし



ご自宅で火災を起こさないため、以下に留意してください

- ・寝たばこはしない。灰皿に水を入れる。吸い殻は必ず水に浸してから捨てる。
  - ・ストーブやヒーターは、布団や洗濯物など燃えやすい物の近くで使わない。就寝時にスイッチを切る。
  - ・ガスこんろ周りに物を置かない。そばを離れるときは必ず火を消す。
  - ・コンセントは、たこ足配線をしない。劣化した電気コードを使用しない。
- 日頃から火災発生の予防が大事です!!



山火事に注意!!

これから春に向かい、山間部の雪解けが一層進み、空気が乾燥するこの時期は1年のうちで最も「山火事」が発生しやすい時です。

山火事は、ちょっとした火の取り扱いの不注意から発生しているため、入山や農作業の際には次のことを守ってください。

- ①枯草など火災になりやすい場所でたき火をしない。
- ②たき火の場所を離れる時は完全に消火する。
- ③強風時や乾燥時には、たき火や火入れをしない。
- ④たばこの吸い殻は確実に消火し、絶対に投げ捨てはしない。
- ⑤火遊びはしない。



この5つを1人ひとりが守ることで山火事は防止できます。貴重な山林を山火事から守るため、皆様のご協力をお願いします。

■お問合せ

東消防署南分署 ☎48・2108

■大鰐町内の火災・救急発生状況（令和8年1月末現在）

	令和8年	前年比
火災	0件	±0件
救急	41件	-22件



## 自転車にも反則切符が適用されます!

令和8年4月1日から、自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。

自転車は、幅広い年齢層が利用することができる、身近で便利な環境に優しい交通手段です。

しかし、交通事故総件数が減少傾向にある中、自転車関連事故は横ばいで推移しており、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比や自転車対歩行者の事故の発生件数は増加傾向にあります。

また、自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3は自転車側にも法令違反があります。

このように、自転車を取り巻く交通情勢が厳しい中、警察では自転車に対する取締りを強化しており、自転車の交通違反の検挙件数が増加しています。

そこで、自転車の交通ルール遵守を図るため、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して「**交通反則通告制度（青切符）**」が導入されることとなりました。

交通反則通告制度（青切符）とは、一定の交通違反をした場合、反則金を納めれば刑事手続きに移行せず、事件が終結される（いわゆる「前科」もつかない）という制度です。

一方、飲酒運転や妨害運転等は、これまで同様、赤切符が適用（刑事手続きに移行）されます。

自転車への青切符導入により、自動車と同様に、違反の実情に即して、自転車の一層の安全な利用のための処理が行われます。

### 令和8年4月1日から始まります

#### ●対象年齢 16歳以上

※運転免許の有無は関係ありません

※16歳未満の者にも指導警告を行います

#### ●検挙の対象となる交通違反

##### 【違反自体が悪質・危険なもの】

- ・携帯電話使用等（保持） ・遮断踏切立入り
- ・自転車制動装置不良  
（ブレーキを備えていない自転車）

→以上の反則行為は、警告なしに**即検挙（青切符処理）**されます。

- ・酒酔い、酒気帯び運転 ・妨害運転
- ・携帯電話使用等（交通の危機）

→以上の反則行為は、**赤切符が適用（刑事手続きに移行）**されます。

##### 【違反態様（＝違反が招いた結果、違反の行われ方）が悪質・危険なもの】

- ・信号無視（赤色等）、指定場所一時不停止等、横断歩行者等妨害等、無灯火、通行区分違反（右側通行等）、並進禁止違反など100種類以上
- 違反状況を総合的に判断して青切符処理されます。

#### Q. 運転免許を持っている場合、点数はどうなりますか。

A. 運転免許の行政点数は付されません。

ただし、酒気帯び運転など、特に悪質・危険な違反をした場合は運転免許の効力が停止されることがあります。

#### Q. 交通違反を繰り返すとどうなりますか

A. 青切符の交通違反手続きとは別に、自転車運転者講習の受講が必要となります。（14歳以上が対象）3年以内に法律で決められた違反を2回以上繰り返すと講習を受けることとなります。都道府県公安委員会から受講を命じられたときは、必ず受講してください。

### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

■お問合せ 黒石警察署交通課 ☎ 52・2311

## 守りたい県民がいる 守るべき故郷がある

警察官 A（大卒 / 早期卒 SPI 方式・通常卒）、サイバー捜査官及び警察行政（大卒程度 / 早期卒 SPI 方式・通常卒）を募集します！

#### 【受験手続及び案内、その他問合せ先】

##### ●警察官 A 及びサイバー捜査官

青森県警察本部警務課人事・採用係

（青森県警察 HP）

[https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/keimu/saiyo/saiyo\\_index.html](https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/keimu/saiyo/saiyo_index.html)

☎ 0120・337・314

##### ●警察行政

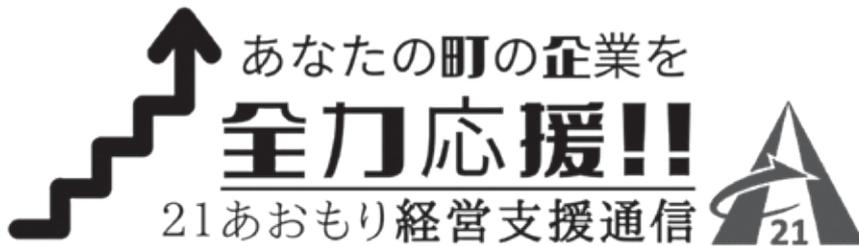
青森県人事委員会事務局任用担当

（青森県人事委員会 HP）

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html>

■お問合せ 黒石警察署大鰐交番 ☎ 48・2241





Vol.9

補助金の活用を  
全力応援!!

21あおもり産業総合支援センター（青森市）では、県内の中小企業者の皆様の創業、売上拡大、経営改善、事業承継など、経営に関する様々な相談に応じています。  
今回は、補助金の活用について紹介します！

## 新しい挑戦を後押し

中小企業の皆さまから、「補助金は難しそう」「自社に合う制度が分からない」という声をよく伺います。確かに制度は多岐にわたり、申請にも準備が必要です。しかし補助金は、新しい挑戦を後押しする心強い仕組みです。設備投資や販路開拓、人材育成など、事業の成長に向けた取り組みを支える制度が数多く用意されています。

補助金を検討するときは、まず自社の取り組みや方向性を整理してみると、より活用しやすくなります。そのうえで制度を選ぶと、申請書の内容にも一貫性が生まれ、採択につながりやすくなります。

申請書では、専門的な表現よりも、日々の現場で感じている課題や取り組みの必要性を、分かりやすく書くことが大切です。数字や根拠を添えると、より説得力が高まります。

## 制度の紹介から申請書づくりの相談まで幅広くサポート

国では、省エネ設備の導入をはじめ、企業の成長を後押しする補助金から、事業承継に向けた取り組みを支援する制度まで、幅広い分野で活用できるメニューが整備されています。

当センターでも、県内企業が取り組む新商品・新技術の開発や、既存商品の販路開拓、業務プロセスの改善や効率化、共同化・連携、生産性向上につながる高効率設備の導入などを支援する制度をご案内しています。さらに、GX（グリーントランスフォーメーション）に資する革新的な製品やサービスの開発に必要な経費を補助する制度もあり、企業の挑戦を幅広く後押ししています。

県と国では目的が似ている制度もありますが、対象や要件が異なることも多いため、事業内容に合わせて選ぶことが大切です。当センターでは、制度の紹介から申請書づくりの相談まで幅広くサポートしています。「この取り組みは対象になるのか」「まず何から始めればよいか」など、どんな小さな疑問でもお気軽にご相談ください。皆さまの挑戦を、これからも応援していきます。



ホームページは  
こちら

## ■お問合せ

21あおもり産業総合支援センター 総合支援課 ☎ 017・777・4066

有料  
広告



こんにちは。檜葉三百（ひばさんびやく）です。  
毎月、地域の方を会った順にインタビューさせていただき、お届けしていきます。

第五回目は、

## 5 いし やま すみ こ 石山 澄子さん

大鰐町で30年以上親しまれてきた「居酒屋すまいる」の女将。  
入るとホッとするお店で、女将の温かい雰囲気と毎日食べたいくなるような料理で、私たちも何度も通っています。

「笑っていれば、人が優しくしてくれる。だからこの名前が良かったと思ってる」30年続けてきた理由は、特別な経営戦略ではなく笑顔で向き合い続けてきたこと。この名前にして良かったよ。と澄子さんは言いました。

### 「居酒屋すまいる」はどうしてはじめたのですか？

30年前、たまたま散歩中に見つけた空き店舗。  
「草取りをしていたら声をかけられて、気づいたら“やってみない？”って言われてね」  
コーヒーの淹れ方も、ラーメンの作り方も分からないままのスタートでした。  
お金もなく、最初は一日500円ほどの売上の日もありました。  
それでも、縁があって役場職員さんのために作ったお弁当が口コミで広がり、少しずつお客さんが増えていきました。  
騒音で注意を受けたことも、怖い思いをしたこともあり。それでも、「これは自分で選んだ仕事。苦労も全部、自分の人生の利益だと思ってる」  
そう言って、笑顔で店に立ち続けてきたそうです。

### どんな思いで30年続けてきたのですか？

子どもから大人まで、食べて、飲んで、歌って、混ぜり合える場所にしたい。  
その思いが、店の名前「すまいる」になっています。最盛期には、50人ほどが入る店に。  
「みんな大きくなって、今は年を取っちゃったけどね」  
そう笑いながらも、ここで過ごした時間が人の人生の一部になっているそうです。  
現在は規模を少し小さくし、約30人が入れるお店に。  
娘さんたちもそれぞれの人生を歩み、今は「自分ひとりの幸せ」を大切にしながら、「居酒屋すまいる」を続けています。



### 編集後記

「来年 80 歳だよ。でも、まだやめないよ」そう笑って話す姿が、とても印象的でした。  
やめたら何をしたらいいかわからない——その言葉から、仕事や場所が、生きることそのものになっているのだと感じました。  
「私が頑張ってるんだから、若い人はもっと頑張るでしょ」それは叱咤ではなく、背中を押してくれるような励ましの言葉です。数えきれない苦労を重ねてきたからこそ、「つらい時も、笑っていればなんとかなる」という言葉には、重みと優しさがありました。  
長く続けることは、簡単なことではありません。  
それでも笑顔で立ち続ける姿に、続けることそのものが、まちの力になっているのだと思いました。（臼井）

## 1月の活動記録 - 檜葉三百

町の課題解決に向けて、役場の各課を横断した新たな取組として「あした会議」が発足しました。

あした会議は、係長以下の有志職員が集まり、町のこれからについて考え、実行していくための会です。

数回で終わるものではなく、継続して話し合い、行動につなげていくことを大切にしています。

今後は、町民の皆さまや事業者の方々とも一緒に考え、取組を進めていくことを目指しており、町が一丸となってさまざまな課題に向き合える場にしていきたいと考えています。

現在、7名の職員が有志で参加しており、本取組は役場内の研修としても位置づけられています。

第1回目は1月28日に開催され、各自の自己紹介をした後に、町の知っていることと知らないことの洗い出しを行いました。



## ● 中央公民館からのお知らせ

## ～図書室の紹介と 利用について～

### ★図書室の紹介

中央公民館図書室には、現在約 8,700 冊の本があり、そのうち児童書が約 1,600 冊あります。  
また、2 か月に 1 回程度、約 60 冊の新刊を入荷しており、さまざまなジャンルの本を所蔵・貸出ししています。

図書室の規模としては決して大きくありませんが、話題な本も多く、さらには、近隣の図書館等ではあまり置いていない本もあり、町外、県外の図書館等からの依頼で貸出ししている本も実はあつたりします。

町の中央に位置する、中央公民館内の魅力ある図書室へ、ぜひ足を運んでみませんか。そして、自分のお気に入りの本を探して読んでみませんか。



### ★図書室の利用について

中央公民館図書室の本は、誰でも無料で借りることができます。また、個人だけではなく、施設等の団体で借りることも可能です。

ただし、借りるためには図書カードが必要となります。図書カードは、身分が証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）があれば、すぐに作ることができます。その日に本を借りることができます。（※町外にお住まいの方が中央公民館の図書カードを作る場合は、『青森県内図書館共通利用券』（お住まいの市町村にて発行）の提示も必要となります。）

また、本は 1 人 5 冊まで、期間は 2 週間借りることができます。（※団体の場合は、1 団体につき 10 冊まで可。）

#### ここがポイント

図書室内には本の消毒機があるので、本のページの中まで殺菌し、ほこりや臭いを除去できます！



### 豆知識コーナー

#### ～背ラベルは本の住所です～

図書室で読みたい本を探そうと思った時は、背ラベルを注目してください。背ラベルには、本の重要な情報が表示されています。また、この数字と記号で分類ごとに本が分かれているため、探す手がかりになると本がスムーズに見つかります。



／  
拡  
大  
＼

#### 背ラベル

913.6
イ オ
1

分類番号 (000 ～ 900 番台まであり)  
※ 1 段目は B・E・K などの標記もあり  
(B→文庫本、E→絵本、K→児童書) など

「著者の頭文字」「題名の頭文字」  
※ いずれもカタカナで表記

巻冊数字

分類番号や分類表は図書室内に掲示してあります。

中央公民館図書室をまだ利用されたことがない方は、この機会にぜひ足をお運びいただき、本と触れあってみるのはいかがでしょうか。

■お問合せ 中央公民館 ☎ 48・3201

例えば…

『大ピンチずかん3』  
著者/鈴木のりたけの場合、背ラベルはこのように表示されます

E913.6
ス ダ
3

# 弘前大学生 コラムコーナー

昨年度から実施している、弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生大鰐未来づくりプロジェクト」。今年度は広報6月号から月1回、弘前大学生が大鰐町を見て、触れて、感じたことについてのコラムコーナーを掲載しています。令和7年度第7回目は、若林 翼（わかばやし つばさ）さんと横山 実来（よこやま みく）さんが語ってくれます！

## 大鰐で、このメンバーで、活動できた幸せ 若林 翼

こんにちは。弘前大学人文社会科学部地域行動コース2年の若林翼です。私の地元は北海道の中でも雪の少ない地域で、昨年に引き続き今年もこんなに雪が多いのかととてもびっくりしています。本題に入りますが、私たち弘大生は大鰐町と協力して1年間大鰐未来づくりプロジェクトという企画をやってきました。その中でなかなかできない貴重な経験ができました。4月の初々しい雰囲気から始まり、イベントがあるたびに次第に各班のメンバーと打ち解けていったのはものすごく思い出です。先輩、同期、大鰐町職員の方々みんな優しく个性的な人達で、初めて実習を履修するにあたってすごいメンバーに恵まれました。ですが、班のメンバーと一緒に活動する機会が刻一刻と少なくなっていることに寂しさを感じます。楽しいこともあれば、時には苦しさを覚える時期もありました。そんな中でもこのメンバーといればなぜか乗り越えられるという謎の自信がありました。結果的に、乗り越えられ一歩また成長できたと思います。最後になりますが、この一年間大鰐町で実習ができたこと、古村先生とできたこと、そして大鰐班のこのメンバーとやれたこと、私はつくづく運が良いなと感じます。今年一年間ありがとうございました！今後も大鰐町をどうぞよろしくお願いします。



若林さん（写真中央下段）

## たくさんの方に感謝の気持ちを込めて 横山 実来

約1年間、大変お世話になりました。

授業の一環で大鰐町に携わることになった当初、あがり症で小心者の私は「役場の方々に失礼がないかな……」と、期待よりも不安でいっぱいでした。ですが、いざ蓋を開けてみれば「心配事の9割は起こらない」というのは本場で、町のみなさんは温かい方ばかりでした。

中でも一番の思い出は「まるごと大鰐秋の感謝祭」です。担当班として約半年間、「大鰐らしさって何だろう？」と頭を抱え、放課後まで残って製作物に追われる日々。大変なこともありましたが、当日の皆さんの楽しそうな笑顔を見たら、そんな苦労も吹き飛んで「関わられて本当によかった！」と心から思えました。

イベント運営を通して学んだのは、多くの人の助けがあって初めて自分たちの願いが叶う、ということです。「企画」をするだけなら誰でもできるかもしれませんが、でも、それを計画し、形にする膨大な工程の中に、たくさんの方の支えがあることを実感しました。

忙しい中、毎週のように弘前まで足を運んでくださった役場の方々、いつも私たちと同じ目線で、同じ目標を目指してくださいました。夜遅い時間の相談にもすぐに対応してくださるなど、学生と町のためにここまで動いてくださる姿に、本当に感動しました。また、議場での発表会で町の方々からいただいた「生の声」があったからこそ、より愛されるイベントを作れたのだと思います。

この1年で、大鰐町のことが大好きになりました。ここで学んだ感謝の気持ちを忘れずに、これからも自分らしく頑張っていきたいと思っています。本当にありがとうございました！





# 行事予報



## 3 月

12日(木) ○大鰐中学校卒業証書授与式
19日(木) ○大鰐小学校卒業証書授与式
20日(金)～5月17日(日) ○春のりんごねぶた列車(弘南鉄道大鰐線)

## 4 月

7日(火) ○大鰐小・中学校入学式
26日(日) ○令和8年度青森県南黒地区消防協会観閲式(平川市内)

### ■1月受付分

## 戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

### おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・木 田 カチコ (85歳) 三ツ目内B
- ・山 内 ト セ (92歳) 虹貝新田
- ・菊 池 タ カ (99歳) 蔵館7
- ・原 子 秋 江 (94歳) 唐牛
- ・松 井 浩 (69歳) 大鰐10
- ・船 水 恭 子 (89歳) 居土
- ・下 山 清 寿 (70歳) 大鰐6A
- ・中 嶋 實 (92歳) 虹貝
- ・築 館 昇 (78歳) 三ツ目内A
- ・三 浦 せちゑ (96歳) 元長峰
- ・石 郷 禮 子 (80歳) 九十九森



大鰐町の人口と世帯数	
令和8年1月末日現在	
人 口	7,985人
前月比	-24人
男	3,665人
女	4,320人
平均年齢	57.8歳
世帯数	3,964世帯
前月比	-14世帯

- ・小 原 茂 敏 (76歳) 大鰐9
- ・神 テ ル (97歳) 大鰐2
- ・藤 田 き せ (95歳) 唐牛
- ・川原田 正 樹 (64歳) 大鰐7A

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

**小・中学校の講師およびスクールサ  
ポートスタッフ募集！(令和8年度)**

公立小・中学校において、令和8年度に児童・生徒の指導に当たる「講師(臨時的任用職員)」と教員に代わって教材の準備等を行う「スクールサポートスタッフ(週15時間又は週10時間勤務)」を募集しています。

●応募資格

【講師】小・中学校の教員免許状を所有している人

※「臨時免許状」を授与することにより、所持免許状以外の校種・教科の指導ができる場合があります。

【スクールサポートスタッフ】資格等不要  
●応募方法 ホームページ(二次元コード)に掲載している「青森県公立学校臨時的任用職員申請書」を提出してください。

青森県教育庁中南教育事務所

(弘前市蔵主町4)

☎32・4451



**弘前地区環境整備事務組合  
からのお知らせ**

【桜の枝の草木染めとこぎん刺し体験教室】  
参加者募集

桜の枝で染めた糸で素敵なこぎん刺しコースターを作ります。弘前の桜と津軽の伝統工芸に親しんでみませんか？

●日時

①草木染め : 4月18日(土)  
9時30分～11時30分

②こぎん刺し: 4月25日(土)  
9時30分～正午

●場所

弘前地区環境整備センタープラザ棟

(弘前市大字町田字筒井6-1-2)

●定員 15人

●参加料 無料

●持ち物

①草木染め : ゴム手袋、エプロン  
②こぎん刺し: 染めた糸

●申込方法 3月27日(金)までに電話またはEメール(教室名・氏名(ふりがな)・年齢・住所・電話番号を記入)で申し込みください。

E plaza-ebarahirosaki@ebara.com

2人まで申し込みできます。応募多数の場合は抽選で決定し、4月3日までに応募者全員に結果を通知します。詳細はプラザ棟ホームページをご覧ください。

弘前地区環境整備センター プラザ棟

☎336・3388、受付時間は9時～16時

※月曜日は休館日です。月曜日が祝日の場合は翌日が休館日です。



**ジヨブカフェあおもりが就  
職活動をサポートします**

●対象 45歳未満の求職者  
●ハローワークも併設されています(年齢制限なし)

【主なサービス】利用はすべて無料です

▽キャリアアカウンセラーによる相談  
▽応募書類の添削・面接練習・就職に関する相談など

※Zoomでの相談も行っています。

▽パソコンでの応募書類の作成・印刷

▽職業適性診断

▽就職支援セミナー

▽インターネットや参考図書の見覧等による情報収集

※キャリアアカウンセリングやセミナーは雇用保険受給中の求職活動実績になります。

【一体的実施として併設ハローワークで利用できるサービス】

▽求人情報の検索

▽職業相談・職業紹介

▽ジョブカフェあおもりサテライトスポット 弘前(ヒロロ3階)

開館時間 月～金(祝日除く) 9時～17時  
☎32・8033

https://www.jobcafe-aomori.jp/



**公共職業訓練「パソコン基礎  
科1」受講生募集のお知らせ**

青森県では、離転職者など再就職を希望される方々を対象に、民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施しています。この訓練では、パソコンの基本操作や知識を身に付け、パソコンを活用した業務に円滑に対応できる能力の習得を目指します。

●募集期間 3月16日～4月17日

●訓練期間 5月11日～8月10日

●場所 弘前市内

●定員 14名

●受講料 無料(資格取得に関する受験料、テキスト代は自己負担)

●申込方法 ハローワーク又はハローワークヤングプラザに受講申込等応募書類を提出してください。

\*訓練期間、募集期間については変更となる場合があります。

\*実施機関の決定については弘前高等技術専門学校HPにて掲載予定です。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/hi-gisen/hi-gisen-itaku.html



弘前高等技術専門学校 委託訓練担当  
☎32・2713

# わが家のめごと

\*1歳の誕生日おめでとう\*



令和8年1月から3月に1歳の誕生日を迎えるお子さんを紹介しします！

※令和7年4月から6月に1歳の誕生日を迎えるお子さんの募集については、●ページに記載しています。



すぎうら しお ちゃん  
R 7.1.9. 生 (八幡館)

食いしん坊ですすけの汐♡  
たくさん食べて  
元気に育ってね♡



みやた りい ちゃん  
R 7.3.12. 生 (高野新田)

理衣ちゃん、生まれてきて  
くれてありがとう！元気いっ  
ぱい☆すくすく育ってね♪

発行 大鰐町役場 (〒038-0211)

青森県

南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五番地三

編集

総務課

☎0172-1481211

大鰐町公式インスタグラム  
Follow us!

フォロワー  
1,100人突破!

大鰐町の美しい自然や、おいしい食べ物、イベント情報等を発信していきます  
メジャーなものからマイナーなものまで大鰐町の魅力をご紹介します

TOWN\_OWANI\_OFFICIAL

●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>



## 今月の表紙

国スポ冬季大会のクロスカントリーのリレー競技で5位入賞した青森県の表彰式の様子です。写真右上がP2で紹介した横濱選手、写真上段中央が大鰐町出身の福士選手です。選手、応援の方々、関係者の皆さんのおかげで無事に冬季大会のスキー競技を終えることができました。皆さんありがとうございました！

広報おおわに No.770

令和8年3月号

発行 大鰐町

編集 大鰐町総務課

〒038-0211

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字

羽黒館5番地3

TEL 48・2111

FAX 47・6742

H P <http://www.town.owani.lg.jp/>

発行部数 3,900部



わになってみんなボカボカ 大鰐町

大鰐町



大鰐町HP



大鰐町LINE